

# パブリック・コメントについて

「古賀市パブリック・コメント手続実施要綱」より

## 1 パブリック・コメント手続とは

市の基本的な事項を定める計画等の策定に当たり、策定しようとする計画等の目的、内容等に関する事項を広く公表し、それに対して市民等からの意見及び情報の提出を受け、提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方について公表する一連の手続きのこと。

## 2 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有するもの
- (2) 市内に事務所または事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所または事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本計画に直接的に利害関係を有するもの

## 3 周知の方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 各種公共施設への掲示  
市役所正面玄関ロビー、サンコスモ古賀（ロビー、福祉課カウンター）  
市隣保館「ひだまり館」、リーパスプラザ、市立図書館
- (3) 広報誌への掲載  
広報こが1月号（12月20日発行）

## 4 意見提出期間（公表した日から30日以上確保）

令和6年1月10日（水）～2月9日（金）の31日間

## 5 意見の提出

- (1) 方法
  - ①福祉課窓口への書面の提出
  - ②郵便その他の方法による送付
  - ③FAX
  - ④電子メール
  - ⑤その他
- (2) 必要記載事項  
住所、氏名（団体名）、連絡先（電話番号）

## 6 結果の公表

- (1) 氏名等は公表しない
- (2) 提出意見内容、提出者数
- (3) 提出意見の政策への反映の有無とその理由
- (4) 公表方法はホームページの掲載や公共施設への設置により行う。意見提出者への個別の回答は行わない